

改正

平成3年6月20日条例第13号

平成11年5月10日条例第12号

平成25年6月24日条例第26号

東郷町総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、東郷町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、東郷町自治基本条例（平成25年東郷町条例第36号）第13条第3項に規定する総合計画に関し、必要な調査及び審議を行わせるため東郷町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 教育委員会の委員 1人
- (2) 農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員 3人
- (4) 学識経験を有する者 5人
- (5) 公募により町長が選任した者 8人

(会長)

第4条 審議会に会長、副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月20日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年5月10日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月24日条例第26号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。